

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 元 年 十 月 十 八 日

目 次

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく予防注射の実施

(家畜伝染病対策課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚コレラの予防注射（同法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき県が作成し、農林水産省の確認を受けたワクチン接種プログラムに基づくもの）を实施するので、同法第六条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和元年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

四 実施の期日

令和元年十月二十二日から令和二年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

令和元年十月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社